

事務方泣かせの定額減税 ～令和6年中に海外出向する者又は帰任する者に係る取扱い留意点～

いよいよ6月より定額減税が実施されます。

減税対象となる者に対し、一人当たり所得税から3万円、住民税から1万円の計4万円の定額減税（6月分以降の給与・賞与から源泉徴収される所得税及び住民税から順次控除）が令和6年（2024年）に限り行われることとされていますが、令和6年中に海外拠点に出向し非居住者となる海外赴任者（出国する者）や、海外拠点から帰任し居住者となる帰任者（入国する者）は一般の従業員とは異なる取り扱いとなるため注意が必要となります。

そこで、今回は6月から開始される令和6年分所得税の定額減税の手続きに当たり、令和6年中に海外出向者又は帰任者に係る取り扱いの留意点を以下に解説いたします。

ポイント

- ✓ 定額減税の対象となる者は、令和6年分所得税及び住民税の納税者である居住者で所得税の合計所得金額が1,805万円以下である人（住民税は前年の金額で判定）。
- ✓ 定額減税の額は、本人：所得税3万円、住民税1万円。
定額減税対象者の同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）：一人当たり所得税3万円、住民税1万円。
- ✓ 令和6年5月31日以前出国者は、自ら確定申告（準確定申告提出済みの者は更正の請求）により定額減税を適用。
令和6年6月1日以降出国者は、月次源泉徴収及び出国時年末調整時に定額減税を適用。
- ✓ 海外からの帰任者が基準日在職者（R6年6月1日現在の在職者で一定の者）に該当する場合には、他の一般社員と同じ取扱い。それ以外は年末調整にて定額減税を適用。

本文

1. 定額減税の概要（給与所得者の場合）

| | 概 要 |
|---------|--|
| 定額減税対象者 | 所得税：令和6年分所得税の納税義務者（居住者に限る） 住民税：令和6年分個人住民税所得割の納税義務者（R6年1月1日時点で市町村（都道府県）に住所がある者） ただし、所得税は令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える者、住民税は令和5年分の合計所得金額が1,805万円を超える者は除かれる。 |
| 定額減税額 | 本人（居住者に限る）：所得税3万円、住民税1万円 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限る）：一人につき所得税3万円、住民税1万円 |
| 定額減税方法 | 所得税：令和6年6月1日以後に支払う給与等（賞与含む）に対する源泉徴収所得税額から控除 定額減税額のうち当月給与等に係る源泉徴収所得税額から控除しきれない残額は、翌月以降の源泉徴収所得税額から控除される。 住民税：納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族分の減税額は令和6年分個人住民税所得割額から控除（R6年6月分の住民税所得割額は徴収せず、R6年7月～R7年5月までの毎月の住民税所得割額から定額減税額を11で除した金額を控除）。控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分の減税額は令和7年分個人住民税所得割額から控除。 |

2. 令和6年中に海外赴任のため出国する者又は海外から帰任により入国する者の取扱い

(1) 海外赴任のため出国する者の取扱い

| 取 扱 い | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 出国時期 | 出国時年末調整（※1） | 準確定申告を要する場合（※2） |
| 出国が 令和6年5月31日以前 の場合 | 定額減税適用なし | 令和6年5月31日以前提出：定額減税の適用なし ⇒令和6年5月31日までに準確定申告を行っている者は、令和6年6月1日～令和11年6月11日までに更正の請求が可能（定額減税分還付申請） |

| | | |
|--|--|------------------------|
| 出国が 令和6年6月1日 以降の場合 | 定額減税適用あり | 令和6年6月1日以後提出：定額減税の適用あり |
| (※1) 出国時年末調整：会社からの給与収入のみであり確定申告を要しない者（年末調整のみで納税が完了する者） (※2) 準確定申告を要する場合：2カ所以上から給与収入を得ている場合や給与所得以外の所得（不動産所得等）があるため、その年1月1日から出国時までの所得について確定申告を要する者。 | | |
| 還付申告 | 出国者がその年1月1日から出国時までの居住者期間中の所得税について、年末調整で調整されない所得控除（医療費控除や寄付金控除等）や税額控除の適用を受け還付となる場合には、還付申告をすることができる。 | |
| 対象者及び定額減税額の判定時期 | 定額減税対象者の判定及び定額減税額の金額算定上「居住者である同一生計配偶者又は扶養親族」に該当するか否かの判定は、 給与所得者本人が年の中で出国し非居住者となる場合、出国時の現況で判定。 | |

(2) 海外から帰任し入国した者の取扱い

| | 概要 |
|------------|--|
| 基準日在職者の場合 | 基準日在職者（※）に該当する場合は、 月次徴収時及び年末調整時に定額減税を行う。 (※) 基準日在職者：以下のいずれの要件を満たす者 ① 令和6年6月1日現在、給与の支払い者のもとで勤務している者であること ② 給与の支払者に扶養控除等申告書を提出し給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用される居住者であること。 |
| 基準日在職者以外の者 | 令和6年6月1日後に帰任した者等、基準日在職者に該当しない者 で年末調整の対象となる者は、 年末調整時に定額減税を行う。 |
| 年の途中で退職した者 | 日本帰任後、年の途中で退職した者で基準日在職者に該当する者は、月次徴収時に定額減税を行う。 同年中に他の会社の勤務が無い等年末調整が行われていない場合には確定申告で精算。 また、基準日在職者に該当しない者は、会社側では定額減税を行わず、自ら令和6年分確定申告により定額減税の適用を受けることになる。 |

3. まとめ

会社の給与計算担当部署ではすでに定額減税の準備を進めておられると思いますが、令和6年中に出国する者や入国する者については、出国や入国の時期により取り扱いが異なるため注意が必要です。

また、令和6年5月31日以前に出国した者は、自ら確定申告（すでに準確定申告をした者は更正の請求）を行わなければならないと手間を要します。

住民税については、給与支払者側は基本的に市町村から送付される定額減税込みの特別徴収納付書に従い源泉徴収納税をすればよいこととなりますが、市町村側では例年と異なる対応が必要となることから行政側の事務負担も少なくないものと思われます。

納税者にとって今回の定額減税が家計の足しになるのであれば嬉しいことかもしれませんが、多大な対応コストに見合う減税効果が発揮されることを期待したいものです。

以上

2024年5月22日

中国大野木会計グループ 安達

日中双方の会計税務、中国出張者の中国・日本双方の確定申告手続き、中国拠点の進出・再編・撤退や運営等、その他日本の税務等に関しご相談したい事項がございましたら、遠慮なく以下担当者までご連絡ください。

□ 中国拠点連絡先
 北京・天津大野木マイツ諮詢有限公司
 北京事務所：電話+86-10-6590-9180
 天津事務所：電話+86-22-2330-1118
 担当：総経理 平出和弘（HIRAIDE KAZUHIRO）
 E-MAIL:hiraide@ohnogi-cpa.com

□ 日本拠点連絡先
 大野木総合会計事務所
 東京事務所：電話+81-3-5532-1677
 担当：中国事業室 安達友信
 （ADACHI TOMONOBU）
 E-MAIL:adachi@ohnogi-cpa.co.jp